改正

平成20年6月27日規則第73号 平成21年7月24日規則第63号 平成26年10月10日規則第56号 平成27年3月20日規則第11号 平成27年7月14日規則第52号 平成27年10月2日規則第59号 平成28年3月22日規則第17号

住民基本台帳法の施行に関する規則をここに公布する。

住民基本台帳法の施行に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)及び住民基本台帳法 施行条例(平成14年7月県条例第44号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるもの とする。

(本人確認情報の開示請求)

- 第2条 法第30条の32第1項に規定する書面は、本人確認情報開示請求書(別記様式第1号)によるものとする。
- 2 法第30条の32第1項の規定による請求(以下「開示請求」という。)をしようとする者は、次の各号 に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を提示しなければならない。
  - (1) 本人が開示請求をする場合 運転免許証、健康保険の被保険者証、旅券その他の本人であることを確認するために知事が適当と認める書類
  - (2) 法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合 当該法定代理人に係る前号に掲げる書類及び 戸籍謄本その他のその資格を証明する書類

(開示の方法)

- 第3条 法第30条の32第2項の規定による開示(以下「本人確認情報の開示」という。)の方法は、本人 確認情報確認書(別記様式第2号)の交付又は閲覧とする。
- 2 本人確認情報の開示は、知事が指定する日時及び場所において行うものとする。
- 3 前条第2項の規定は、本人確認情報の開示を受ける者について準用する。 (開示請求に対する期限延長通知書)
- 第4条 法第30条の33第2項の規定による通知は、本人確認情報開示期限延長通知書(別記様式第3号) によるものとする。

(本人確認情報の訂正等の申出)

- 第5条 法第30条の35の規定による申出(以下「訂正等の申出」という。)は、本人確認情報訂正等申出 書(別記様式第4号)によるものとする。
- 2 訂正等の申出をしようとする者は、訂正を求める内容が事実に合致することを証明する書類等を提出し、又は提示しなければならない。
- 3 法第30条の35の規定による通知は、本人確認情報訂正等調査結果通知書(別記様式第5号)によるものとする。
- 4 第2条第2項の規定は、訂正等の申出をしようとする者について準用する。 (本人確認情報の提供方法)
- 第6条 条例第4条に規定する本人確認情報の提供は、電子計算機(入出力装置を含む。)の操作による ものとし、その送信又は送付の方法については、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の 方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準(平成14年総務省告示第334 号)によるものとする。

(条例別表第1の規則で定める事務)

第7条 条例別表第1第1項の規則で定める事務は、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第13条、第31条の6第1項から第3項まで又は第32条第1項及び第2項の規定による貸付けを受けた者の連帯保証人又は貸付けを受けた者若しくは連帯保証人の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住

所の確認とする。

- 2 条例別表第1第2項の規則で定める事務は、次のとおりとする。
  - (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項若しくは第2項又は第43条第1項の規定による 許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
  - (2) 都市計画法第45条の規定による承認の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- 3 条例別表第1第3項の規則で定める事務は、次のとおりとする。
  - (1) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第46条第1項又は第61条第4項の規定による住所等の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
  - (2) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成14年環境省令第28号)第7 条第11項若しくは第12項、第15条第6項又は第42条第5項の規定による住所等の変更の届出の受理又 はその届出に係る事実についての審査
- 4 条例別表第1第4項の規則で定める事務は、健康増進法(平成14年法律第103号)第16条の規定による がんの発生の状況の把握に係るがん患者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。
- 5 条例別表第1第5項の規則で定める事務は、次のとおりとする。
  - (1) 県吏員の恩給等に関する条例(昭和27年3月県条例第1号)の規定による恩給の支給(以下この項において「支給」という。)の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答
  - (2) 支給を受ける権利に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査
  - (3) 支給を受ける権利を有する者又は支給の額の加算の原因となる者の生存の事実又は氏名若しくは 住所の変更の事実の確認
- 6 条例別表第1第6項の規則で定める事務は、山形県看護職員修学資金貸与条例(昭和37年10月県条例 第56号)第2条の規定による貸付けを受けた者若しくは連帯保証人又はこれらの相続人の生存の事実又 は氏名若しくは住所の確認とする。
- 7 条例別表第1第7項の規則で定める事務は、次のとおりとする。
  - (1) 山形県屋外広告物条例(昭和49年10月県条例第59号)第21条第1項又は第3項の規定による登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
  - (2) 山形県屋外広告物条例第21条の5第1項の規定による登録事項の変更の届出の受理又はその届出 に係る事実についての審査
- 8 条例別表第1第8項の規則で定める事務は、次のとおりとする。
  - (1) 山形県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和60年7月県条例第25号)第2条第1項の規定による登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
  - (2) 山形県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第6条第2項の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

(条例別表第2の規則で定める事務)

- 第8条 条例別表第2教育委員会の項第1項の規則で定める事務は、山形県立学校の授業料等徴収条例(昭和43年3月県条例第18号)第2条に規定する授業料及び受講料の徴収に関する県立高等学校に在学中の生徒若しくは在学していた生徒又はこれらの法定代理人若しくは相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。
- 2 条例別表第2教育委員会の項第2項の規則で定める事務は、山形県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例(昭和49年12月県条例第67号)第2条の規定による貸与を受けた者若しくは連帯保証人又はこれらの相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。
- 3 条例別表第2教育委員会の項第3項の規則で定める事務は、山形県高等学校奨学金貸与条例(平成15年3月県条例第30号)第1条に規定する奨学金の貸与を受けた者若しくは連帯保証人又はこれらの相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。
- 4 条例別表第2選挙管理委員会の項第1項の規則で定める事務は、漁業法(昭和24年法律第267号)第94 条において準用する公職選挙法(昭和25年法律第100号)第86条の4第1項又は第2項の規定による委員 の候補者に係る届出の受理又はその届出に係る事実についての審査とする。
- 5 条例別表第2選挙管理委員会の項第2項の規則で定める事務は、公職選挙法第86条第1項から第3項

まで又は第86条の4第1項若しくは第2項の規定による公職の候補者に係る届出の受理又はその届出に係る事実についての審査とする。

6 条例別表第2監査委員の項の規則で定める事務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項 の規定による監査の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。

#### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年6月27日規則第73号)

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

**附** 則(平成21年7月24日規則第63号)

この規則は、平成21年8月1日から施行する。

**附** 則(平成26年10月10日規則第56号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附** 則(平成27年3月20日規則第11号)

この規則は、平成27年5月29日から施行する。

**附** 則 (平成27年7月14日規則第52号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年10月2日規則第59号)

- 1 この規則は、平成27年10月5日から施行する。
- 2 改正前の別記様式第1号及び別記様式第4号の規定による用紙でこの規則の施行の際現に残存するものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

**附 則**(平成28年3月22日規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。

### 本人確認情報開示請求書

年 月 日

山形県知事 殿

氏名

住所

(郵便番号

(電話番号)

住民基本台帳法第30条の32第1項の規定により、次のとおり本人確認情報の開示を請求します。

請 求 者 の 区 分	1 本人 2 未成年者の法定代理人 3 成年被後見人の法定代理人
本人の住民票コード	
(住民票コードが分から ない場合) 本人の性別及び 生年月日	1 男 2 女 年 月 日
(法定代理人が請求をす る場合) 本人の氏名及び住所	(電話番号 )
希望する開示の 方 法	1 書面の交付 2 郵送による書面の交付 3 書面の閲覧

- (注) 1 各欄に必要な事項を記入し、該当する番号を○で囲んでください。
  - 2 請求の際は、本人であることを証明するために必要な書類(運転免許証、健 康保険の被保険者証、旅券等)を提出し、又は提示してください。
  - 3 法定代理人が請求する場合は、法定代理人に係る2の書類のほか、その資格 を証明する書類(戸籍謄本等)を提出し、又は提示してください。

受付及び処理欄(以下の欄は、記入しないでください。)

+	+ 1 7		認	1	運転免許証	2	健康保険の	被保険者	証	3	旅券
4	本 人 確 認	4		その他(			)				
資	格	確	認	1	戸籍謄本	2	その他(				)
受	付年	F 月	日				年	月	日		
備			考								

# 本人確認情報確認書

あなたの、本人確認情報は以下の様に記録されています。

# 最新

住民票コード		個人番号		
氏 名		生年月日	性別	
住所				
区分・事由				
上記事由に対応する	る年月日			
住民票コード		旧工工日		
		個人番号		
氏名		生年月日	性別	
A- ==				
住所				
区分・事由				
上記事由に対応する	る年月日			
<b>分見悪力</b> 10		旧工工日		
住民票コード		個人番号		
氏 名		生年月日	性別	
<i>b</i> ==				
住所				
区分・事由				
上記事由に対応する	る年月日			
	l l			

年 月 日

山形県

県知事 氏 名

## 本人確認情報開示期限延長通知書

第号年月日

様

山形県知事 氏 名回

年 月 日付けで請求のありました本人確認情報の開示については、住 民基本台帳法第30条の33第2項の規定により、次のとおり開示期限を延長したので、通 知します。

(法定代理人が請求した場合) 本人の氏名及び住所						
延	長	前	の	期	限	まで
延	長	す	る	理	由	
延	長	後	の	期	限	まで
問	問 合 せ 先 (電話番号)				先	
備					考	

#### 本人確認情報訂正等申出書

年 月 日

山形県知事 殿

氏名 住所

(郵便番号 )

(電話番号 )

住民基本台帳法第30条の35の規定により、次のとおり本人確認情報の訂正(追加・削除)の申出をします。

申出者の区分	1	本人	2 未成	年者の法	定代理	人	3	成年被後見人の法定代理人
本人の住民票コード								
(住民票コードが分からない場合)	1	男	2 女					-
本人の性別及び生年月日		年	月	日				
(法定代理人が申出を する場合) 本人の氏名及び住所						(電	活番	·号 )
開示を受けた年月日		年	月	日				
訂正 (追加・削除) を求める内容								

- (注) 1 各欄に必要な事項を記入し、該当する番号を○で囲んでください。
  - 2 「訂正を求める内容」の欄は、どのように訂正することを求めるのか具体的 に記入してください。
  - 3 申出の際は、訂正を求める内容が事実に合致することを証明する書類等を提出し、又は提示してください。
  - 4 申出の際は、本人であることを証明するために必要な書類(運転免許証、健 康保険の被保険者証、旅券等)を提出し、又は提示してください。
  - 5 法定代理人が申出をする場合は、法定代理人に係る4の書類のほか、その資格を証明する書類(戸籍謄本等)を提出し、又は提示してください。

受付及び処理欄(以下の欄は、記入しないでください。)

本	<del></del>		認	1	運転免許証	2	健康保険の	つ被保険す	<b> </b>	3	旅券
4	本人確言	4		その他(			)				
資	格	確	認	1	戸籍謄本	2	その他(				)
受	付生	F 月	日				年	月	目		
備	•		考								

## 本人確認情報訂正等調查結果通知書

第号年月日

様

山形県知事 氏 名回

年 月 日付けで申出のありました本人確認情報の訂正(追加・削除)については、住民基本台帳法第30条の35の規定により調査した結果、次のとおりでしたので通知します。

訂正(追加・削除) の申出に係る本人 確認情報の内容	
調査結果	
問合せ先 (電話番号)	
備考	